

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年七月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

廿日市ショッピングデパート

2 所在地

廿日市市地御前一丁目一〇〇七番地―七外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

- 1 名称 株式会社マイカル 管財人 岡田 元也
住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三―一―三〇
 - 2 名称 株式会社さが美 代表取締役 石田 敏彦
住所 神奈川県横浜市港南区下永谷六―二―一
 - 3 名称 株式会社タツミヤ 代表取締役 曲渕 恵美子
住所 東京都八王子市暁町一―三二―一三
 - 4 名称 株式会社花菊 代表取締役 新田 輝也
住所 広島市中区江波西一―二七―二五
 - 5 名称 株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正巳
住所 鳥取県米子市中島三六〇―五
 - 6 名称 株式会社タルタニ 代表取締役 樽谷 嘉博
住所 廿日市市廿日市二―五―八
 - 7 名称 株式会社ナカニシ 代表取締役 中西 弘
住所 鳥取県鳥取市富安二―七〇
 - 8 名称 株式会社瀬戸内カラ― 代表取締役 森本 公人
住所 安芸郡海田町南大正町四―二八
 - 9 名称 有限会社廿日市辻クリーニング 代表取締役 辻 太
住所 廿日市市可愛八―五
- （変更後）
- 1 名称 株式会社マイカル 代表取締役 川本 敏雄
住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三―一―三〇
 - 2 名称 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努
住所 東京都八王子市暁町一―三二―一三
 - 3 名称 株式会社花菊 代表取締役 新田 輝也
住所 広島市中区江波西一―二七―二五

- 4 名称 株式会社タルタニ 代表取締役 樽谷 嘉博
住所 廿日市市廿日市二―五―八
- 5 名称 株式会社ナカニシ 代表取締役 中西 弘
住所 鳥取県鳥取市富安二―七〇
- 6 名称 有限会社廿日市辻クリーニング 代表取締役 辻 太
住所 廿日市市可愛八―五

三 変更の日

平成十八年五月二十五日

四 変更する理由

- 1 小売業者の代表者の変更のため
- 2 テナント店舗入れ替え及びその代表者の変更のため

五 届出年月日

平成十九年七月五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

廿日市市産業観光部商工観光課（廿日市市下平良一丁目一―番一号）

2 縦覧期間

平成十九年七月十七日から平成十九年十一月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室